

業ヲ次行セリ。状況左ノ通り

記

- 一、争議発生ノ場所 東京市麹町區中之中央郵便局後築地
- 二、産權主

神田區西小川町ニ、之、パン、食料店、東京支店

代表者 清水信二

- 三、使用従業員 二十五人

- 四、争議参加人員 二十一人

五、労働協組令 東京産權三社

- 六、争議発生ノ原因

七月三十日従業員代表大木常太郎外二名、代表名義ニテ左ノ
 請員仕事絶對反對其ノ他、待遇改善要求ヲ工事世話後花井持
 二郎ニ交渉シタルニ等二項ノ前貸ヲ承認スルモ日給制度其ノ
 他ハ認め難キ之全工事ニ對シ五百円ヲ提供スル旨妥協案ヲ提

七月三十一日正午ヲ期シ罷業
 要求ハ之ヲ拒絶セラレタルニ因リ

要求書

- 一、請員仕事絶對反對ノコト
- 一、半ヶ月ノ間、父ス中勤スル事
- 一、最低賃金二月五十銭支拂フ事
- 一、不當解雇絶對反對ノ事
- 一、労働時間九時半ニスル事
- 一、世話後ハ松共、仲間カラ出ス事
- 一、争議中、日當全部支拂フ事
- 一、争議費用ヲ全額支拂フ事
- 一、此ノ争議ニヨリ犧牲者ヲ絶對ニ出サズ事